

地震・津波対策アクションプログラム 2013（仮称）の中間報告 （事務局素案）

平成 25 年 1 月 28 日現在

1 要 旨

本県では、第 4 次地震被害想定の方針に合わせて、現行の「静岡県地震対策アクションプログラム 2006」及び「ふじのくに津波対策アクションプログラム（短期対策編）」を全面的に見直し、第 4 次地震被害想定において想定される南海トラフ巨大地震等による被害を可能な限り軽減するため、新たな行動目標として「地震・津波対策アクションプログラム 2013（仮称）（以下「アクションプログラム 2013」という。）」を策定し、地震・津波対策を充実・強化することとしている。

今回の中間報告では、アクションプログラム 2013 の骨子として、「今後の地震・津波対策の方針」（静岡県第 4 次地震被害想定策定会議／平成 24 年 12 月 20 日決定）に示された基本的な考え方に基づき、基本方針等を整理する。

2 アクションプログラム 2013 の基本方針

（1）基本理念

地震や津波の発生時期や規模などあらゆる可能性を考慮しつつ、人命を守ることを最も重視し、ハード・ソフトの両面からできる限りの対策を組み合わせることで、被害をできるだけ少なくする考え方、いわゆる「減災」をアクションプログラム 2013 の基本理念とする。

また、地震、津波等による大きな被害の迅速な復旧と、被災前の日常生活を取り戻すための速やかな復興を進めることにより、中長期的な「減災」に結び付けていく。

（2）基本目標

上記の基本理念の下、次のとおり 3 つの基本目標を設定する。

- 1 地震・津波から命を守る
- 2 被災後の県民の生活を守る
- 3 迅速、かつ着実に復旧、復興を成し遂げる

- ① 発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波（以下「レベル 1 の地震・津波」という。）はもとより、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波（以下「レベル 2 の地震・津波」という。）に対しても、ハード・ソフト両面の対策を組合せ、一人でも多くの命を守ることを第一の基本目標とする。

- ② 地震や津波から命は守れても、自宅を失って避難所生活を余儀なくされたり、自宅は残ったものの食料や水などの生活に必要な物資が供給されなくなるなど、多くの県民が被災後に不自由な生活を強いられることが想定される。命が守られた次の段階では、被災後のこうした事態から**県民の生活を守ることを第二の基本目標**とする。
- ③ さらに、被害を受けた住居や学校、事業所など、生活・学習・就労の場を復旧させ、一日も早く元の生活に戻ることができるよう、**迅速、かつ着実に復旧・復興を成し遂げることを第三の基本目標**とする。

(3) 減災目標

(第4次地震被害想定の結果などを踏まえ、今後設定する。)

3 アクションプログラム 2013 の構成等

(1) 構成

本県が今後取り組む地震対策及び津波対策（中長期的対策も含む）の全体像を網羅したものとし、次の内容から構成する。

- ・基本方針（基本目標、減災目標等）
- ・地震対策及び津波対策の各アクション

(2) アクションの数値目標等の設定

原則として各アクションが目指す姿を目標となる指標、数値目標とその達成年度として示すものとする。

(3) アクションの実施主体

「自助」・「共助」・「公助」の観点から、県が実施主体となるアクションはもとより、市町、県民、事業所等が実施主体となるアクションについても可能な限り盛り込む。

(4) 対象とする地震・津波

第4次地震被害想定の実定対象としているレベル1及びレベル2の地震・津波を対象として、発生する被害を可能な限り軽減するための具体的な行動目標として策定する。

(5) 対象とする災害対応の段階

平時の予防はもとより、地震発生時の災害応急活動から復旧・復興までの段階を対象に策定する。

(6) 計画期間

平成25年度から平成34年度までの10年間とする。

4 アクションプログラム 2013 の施策体系

I 地震・津波から命を守る	
1	建築物等の耐震化を進めます 1 住宅等の耐震化 2 公共建築物等の耐震化 3 公共構造物等の耐震化
2	命を守るための施設を整備します 1 津波を防ぐ施設の整備 2 津波から逃げる施設の確保 3 避難地・避難路の確保 4 土砂災害防止施設等の整備 5 緊急輸送施設等の整備
3	救出・救助等災害応急活動体制を強化します 1 初動体制の強化 2 情報収集・連絡体制の強化 3 消防力の充実・強化 4 広域支援の受入れ体制の強化 5 防災拠点等の地震・津波対策の強化
4	医療救護体制を強化します 1 災害時の医療救護体制の充実強化
5	県民への災害情報伝達体制を強化します 1 県民への迅速・的確な情報伝達 2 災害時要援護者への情報提供体制の整備
6	複合災害・連続災害対策を強化します 1 原子力防災対策の強化 2 富士山火山防災対策の強化
7	地域の防災体制を強化します 1 自主防災組織・消防団の活性化 2 県民等の防災意識の高揚、防災教育の充実 3 防災訓練の充実、強化 4 災害時要援護者の避難体制の整備 5 津波に備える体制の整備 6 ライフライン、事業所等の地震・津波対策の強化 7 山・崖崩れ等からの避難体制の充実・強化

Ⅱ 被災後の県民生活を守る	
8	避難生活の支援体制を充実します 1 避難所運営体制の整備 2 被災者の健康支援体制の整備 3 災害時要援護者の支援体制の整備 4 災害ボランティアの受入れ体制の整備 5 被災建築物の応急危険度判定等の実施体制の整備
9	緊急物資等を確保します 1 県民・市町の緊急物資備蓄の促進 2 緊急物資等確保体制の充実・強化
10	災害廃棄物などの処理体制を確保します 1 災害廃棄物などの処理体制を確保
Ⅲ 迅速、かつ着実に復旧、復興を成し遂げる	
11	被災者、被災事業者の迅速な再建を目指し着実な復旧、復興を進めます 1 被災者の迅速な生活再建の支援 2 被災事業者の迅速な再建の支援 3 地域の迅速な復旧、復興の推進 4 遺体処理体制の整備

5 アクション

(アクションについては現在調整中であり、平成 25 年度当初予算発表時に一覧表に整理して公表する予定)

6 今後の取組

今後、第 4 次地震被害想定の結果を反映させ、各アクションの目標数値とその達成年度等の具体化を図り、今年 6 月を目途にアクションプログラム 2013 として取りまとめる。